

矢巾町は新婚世帯を 応援します

結婚を機に町内で新生活を
始めた新婚世帯を対象に、
住居費や引越費用などに係
る費用を補助します



補助金額

- 夫婦ともに29歳以下

⇒ 上限70万円（うち10万円は、家具家電等の購入費）

- 夫婦両方またはどちらかが30歳以上

⇒ 上限30万円



↑矢巾町HP結婚新生活
支援補助金ページ

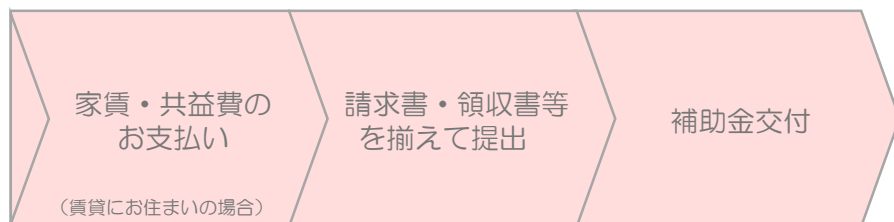
補助対象経費

- 住宅購入費
- リフォーム費
（倉庫・車庫、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入及び設置に係る費用を除く）
- 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（住宅手当に相当する額を除く）
- 引越事業者へ支払った費用
- 家具家電等の購入費（夫婦ともに29歳未満の場合のみ）

※いずれも令和7年4月1日～令和8年3月31日に
支払われた額に対してのみ有効です。

すべて当てはまる方が対象となります

- ☐ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、
受理された夫婦
- ☐ 婚姻届受理日時点で夫婦ともに39歳以下
- ☐ 前年の世帯所得合計が500万円未満（貸与型奨学金の年間返済額除く）
- ☐ 夫婦共に住宅の所在地に住民登録している
(申請時は、夫婦どちらか一方のみ可)
- ☐ 補助対象経費に対して他の公的制度による補助等を受けていない
- ☐ 市町村民税の滞納がない
- ☐ 岩手県が指定する講座（ライフプランセミナー）を受講
- ☐ 本補助金を初めて受給する（他自治体も含む）



共通の書類（必ず提出）		
☐	矢巾町結婚新生活支援補助金交付申請書	
☐	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書の写し	本籍地のある市町村で取得
☐	夫婦の住民票の写し	続柄が記載されたもの （町民環境課）
☐	直近の所得証明書	世帯全員分（税務課） 令和7年1月1日に住民登録が あった市町村で取得
☐	市町村民税の納税証明書 令和7年12月31日まで申請：令和6年度分 令和8年1月1日～3月31日までの申請：令和7年度分	収入のある人全員分（税務課） 令和6年1月1日に住民登録が あった市町村で取得 令和7年1月1日に住民登録が あった市町村で取得

世帯所得合計が500万円以上で、貸与型奨学金を返還中の場合		
☐	貸与型奨学金の返還額がわかる書類	課税証明書と同じ期間のもの

住宅を取得・リフォーム工事をした場合		
☐	住宅の売買契約書、工事請負契約書又はリフォームに係る工事請負契約書の写し	住居費における住宅を購入又は リフォームする場合
☐	金銭消費貸借契約書等の写し及び割賦払いの内訳が確認できる返済予定表等の写し	割賦払いにより住宅を購入又は リフォームする場合

住宅を賃貸借した場合		
☐	住宅の賃貸借見積書又は賃貸借契約書の写し	

引越をした場合		
☐	引越費用がわかる領収書等	運送業者へ支払ったことが確認 できるもの ※請求時の提出可

家具家電等を購入した場合		
☐	家具家電等の購入に係る領収書等の写し	夫婦ともに29歳以下の 場合のみ

共通の書類（必ず提出）		
☐	矢巾町結婚新生活支援補助金交付請求書	
☐	振込先口座の通帳の写し	
☐	ライフセミナー受講証明書	県が発行する受講証明書 請求時の提出可

住居費を請求する場合		
☐	住宅を取得・リフォーム工事・賃貸借した領収書等の写し	令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払ったすべての領収書等の写しが必要

引越した場合		
☐	引越に係る領収書等の写し	

家具家電等を購入した場合		
☐	家具家電等の購入に係る領収書等の写し	夫婦ともに29歳以下の 場合のみ